

# 住民の皆様へ

**各種手続・申請書の押印(印鑑)が不要となりました。**

岐阜県警察では、申請者等の利便性を向上させるため、各種申請手続等における書類への押印を見直しています。

一例を挙げると、

- 交通関係      ～ 自動車保管場所、道路使用許可、制限外積載、運転免許証の自主返納
- 生活安全関係 ～ 古物営業、質屋営業、使用済金属類営業、探偵業、警備業、風俗営業、銃砲刀剣類所持

など、住民の皆様の生活に密着した書類も、押印が不要となっているものがあります。

詳しくは、警察署及び最寄りの交番・駐在所へおたずね下さい。

**海津警察署**

電話 0584-53-0110